

# 令和5・6年度の格付け基準(測量・県内本店)

《格付け基準表》… 総評定点 = 客観点 + 発注者点

ランク	評価事項	基準
A1 グループ		Aランクの基準を満たし、かつ
	総評定点	100点以上
	技術職員数	測量士等 <sup>※</sup> 3名以上(うち測量士2名以上)
A	総評定点	60点以上
	技術職員数	測量士等 <sup>※</sup> 2名以上(うち測量士1名以上)
	測量機器	2級基準点測量が可能な機器
B	技術職員数	測量士 1名以上

※測量士等とは、測量士及び測量士補をいいます。

※「格付け基準」のすべてを満たすランクに格付けします。

## (客観点)

項目	評定点
年間測量平均実績高(直前2年): a	$(10+(a-1,000万円)/200万円)$ 点 <最大55点>
自己資本額数値: b (自己資本額/年間測量平均実績高(直前2年)) × 100	$b \times 30 / 100$ <最小0点、最大30点>
測量業における営業年数: c (令和5年3月31日現在における年数)	$(10+(c-5) \times 0.5)$ 点 <最大30点>

## (発注者点)

項目	評定点
測量成績	$(H30.1.1 \sim R4.12.31)$ までの間に完了した業務の平均点) × 0.4点 <最小0点、最大40点>
測量CPD	格付け基準の対象となる測量士又は測量士補(上限3名)が取得した測量CPDのポイントに対して評価点を算出する。 取得ポイント × 30 / 120 <最大30点>
入札参加停止措置	$(R3.1.1 \sim R4.12.31)$ までの間に入札参加停止措置された月数) × Δ2点
不当要求防止責任者講習受講 (会社の代表者が講習会を修了した場合)	5点
災害協定 (奈良県と災害協定を締結している団体の会員(令和5年4月1日現在)である場合)	10点

※「年間測量平均実績高(直前2年)」については、直近及びその1年前の「財務に関する報告書(測量法第55条の8の規定に基づき国土交通省に提出したもの。以下同じ。)」における「損益計算書」中の「完成測量高(税込み)」に基づき算定します。

また、「自己資本額」については、直近の「財務に関する報告書」における「貸借対照表」中の「純資産合計」に基づき算定します。

※「測量業における営業年数」については、測量業者登録(測量業法第55条の規定に基づくもの)の日から令和5年3月31日までの年数とします。ただし、測量業者登録がない期間等は除きます。年数の算定時において1年に満たないものは切り捨てを行った後に、上記計算式に基づき算定します。

※「測量成績」については、奈良県が発注した測量業務(測量成績として評定点をつけたもの)に限る。以下同じ。)に係るものとします。測量業務の実績がない場合は0点とします。

※「測量CPD」における「格付け基準の対象となる測量士又は測量士補」とは、『令和5年1月1日までに雇用されており、かつ入札参加資格申請時点で雇用されている測量士又は測量士補』をいいます。

※「測量CPD」の取得ポイントは、令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に取得したポイントとします。

※「入札参加停止措置」については、1か月未満について切り捨てを行った後に、上記計算式に基づき算定します。

※「不当要求防止責任者講習受講」は、平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に受講した場合とします。

※「災害協定」については、測量業務に係るものに限り、

※ 評定点の前にΔがあるものは減点数、その他は加点数です。

※ 客観点又は発注者点の各項目について、小数点以下の数値となる場合は切り捨てを行います。

※ 測量機器について、レンタル又は共同所有は加算の対象外とします。

## <留意事項>

- 格付けの有効期間については令和5年6月1日から令和7年5月31日までとします。
- 各等級の評価事項のうち「技術職員数」「測量機器」は、次回の格付けまで満たしていることが必要です。  
なお、格付け要件を満たさなくなった場合には、格付け要件を満たさなくなった日から2ヶ月以内に再度要件を満たした場合を除き、報告しなければなりません。この場合には、該当する等級に降格するものとします。
- 格付け有効期間の途中での昇格は認めません。
- 入札参加資格申請において、虚偽申請が判明した場合には、「奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領」に基づき、入札参加停止措置を講じます。